○茨城県立医療大学付属病院の設置及び管理に関する条例第3条第1項第3号及び 第4号の規定に基づき知事が別に定める額

平成19年3月27日 茨城県告示第397号

茨城県立医療大学付属病院の設置及び管理に関する条例(平成8年茨城県条例第57号)第3条第1項第3号及び第4号の規定に基づき知事が別に定める額を次のように定め、告示の日から適用する。

茨城県立医療大学付属病院の設置及び管理に関する条例第3条第1項第3号及び第4号の規定に基づき知事が別に定める額

茨城県立医療大学付属病院の設置及び管理に関する条例第3条第1項第3号及び第4号に規定する知事が別に定める額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。

<i>観とする。</i>						
	区分			金額		
1	特別室の使用料	第1特別室	1日につき	13,990円		
		第2特別室	1日につき	13, 180円		
		第3特別室	1日につき	8,270円		
		第5特別室	1日につき	7,220円		
		第6特別室	1日につき	2,180円		
2	予防接種を受ける場合	インフルエンザワクチン接種	1件につき	4,790円		
			(2回接種)	こついて		
			3,620円)			
		流行性耳下腺炎ワクチン接種	1件につき	6,860円		
		風しんワクチン接種	1件につき	6,830円		
		麻しんワクチン接種	1件につき	6,830円		
		水痘ワクチン接種	1件につき	8,540円		
		ジフテリア破傷風混合ワクチン	1件につき	5,660円		
		接種				
		BCGワクチン接種	1件につき	9,900円		
		麻しん風しん混合ワクチン接種	1件につき	10,840円		
		ヒブワクチン接種	1件につき	6,910円		

		 不活化ポリオワクチン接種	 1件につき	10 120⊞
		2 11	1件につき	*
		接種		1,120 1
		小児用肺炎球菌ワクチン接種	1件につき	12,400円
		沈降精製百日ぜきジフテリア破	1件につき	*
		傷風不活化ポリオ混合ワクチン		,, ,
		接種		
		B型肝炎ワクチン接種	1件につき	6,720円
		高齢者用肺炎球菌ワクチン接種	1件につき	8,510円
		ロタウイルスワクチン接種	1件につき	14,900円
		5価ロタウイルスワクチン接種	1件につき	9,240円
3	自動車損害賠償保障法(昭	昭和30年法律第97号)の規定による	健康保険法	第76条第2
	損害賠償の対象となる診療	寮を受ける場合(健康保険法(大正	項の規定に	よる厚生労
	11年法律第70号),高齢者	一の医療の確保に関する法律(昭和	働大臣の定	め(以下「算
	57年法律第80号)その他医	医療保険に関する法律 (診療報酬が	定方法」と	いう。)及
	これらの医療保険の例によることとされている法律を含		び同法第85	条第2項に
	む。)の規定による医療に	関する給付として診療を受ける場	規定する厚	生労働大臣
	合,又は法令等によりその額が定められた診療を受ける場 を除く。)		が定める基	準(以下「算
			定基準」と	いう。)の
			例により算	定した額に
			1.5を乗じ	て得た額
4	労働者災害補償保険法(昭	四和22年法律第50号),国家公務員	算定方法及	び算定基準
	災害補償法(昭和26年法律	津第191号。他の法律において準用	の例により	算定した額
	する場合を含む。),地方	公務員災害補償法(昭和42年法律	に1.15を乗	じて得た額
	第121号)若しくは同法に基づく条例又は国民健康保険法施			
	行令(昭和33年政令第362号)第29条に規定する法令(船員			
	法(昭和22年法律第100号)を除く。)の規定による医療に		
	関する給付として診療を受	そける場合 T		
5	歯科診療のうち、次に掲げ	(1)	当該使用材	料の購入価
	るもの	ア 前歯部の鋳造歯冠修復に	格に相当す	る額から健
		使用する金合金又は白金合	康保険法第	86条第2項

1	1	1	1
		金の支給に係る使用材料料	第1号の規定による厚
		イ 金属床による総義歯の提	生労働大臣の定めの例
		供に係る使用材料料	により算定した使用材
			料の購入価格に相当す
			る額を控除した額に
			1.1を乗じて得た額
		(2) (1)に掲げる場合を除き, 算	当該使用材料の購入価
		定方法に基づく使用材料料以	格に相当する額と、算
		外の使用材料を使用した診療	定方法の例により算定
			した額(使用材料に係
			る額を除く。)に2を乗
			じて得た額の合計額に
			1.1を乗じて得た額
6	保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等(平		- □1日につき, 厚生労働大
	成18年厚生労働省告示第498号。以下「厚生労働大臣が定め		臣が定める医薬品等第
	る医薬品等」という。)第8号の規定により計算した入院期		 10号に規定する点数に
	間が180日を超えた日以後の特別入院料(厚生労働大臣が定		 ☑0.15を乗じ,1点の単価
	める医薬品等第9号に規定する者以外の者が入院した場合に		を10円として計算した
	限る。)		額に1.1を乗じて得た
			額
7	算定方法に規定する回数を超えて受けた診療 (健康保険法第		算定方法の例により算
	 63条第2項第5号及び高齢者の医療の確保に関する法律第64		定した額に1.1を乗じ
	条第2項第5号に基づく選定療養に限る。)		て得た額
8			片道距離1キロメート
			ルにつき50円
9	文書交付手数料	診断書	1通につき 2,420円
		死亡診断書	1通につき 3,300円
		特別診断書	1通につき 5,840円
		死体検案書	1通につき 5,840円
		その他の証明書	1通につき 2,420円
10	食事メニュー選択料(其	本となるメニュー以外のメニューを	
10		$\mathcal{L}_{\mathcal{L}}}}}}}}}}$	- 1111

	 選択した場合に限る。)	
11	各種器具類の提供(理学療法その他の医療を施すに際し必要	実費に相当する額
	な器具類の費用をいい、この表の3の項から5の項まで及び1	5
	の項に含まれる器具類の費用を除く。)	
12	学長が別に定める診療情報の提供	実費に相当する額
13	セカンドオピニオン料	医師との面談の時間が
		30分以下のときは
		11,000円,30分を超え
		るときは11,000円に30
		分を超える部分につい
		て30分までごとに
		5,500円を加算した額
14	医師面談料	30分につき 5,500円
		(30分を超える部分に
		ついては,30分ごとに
		5,500円加算)
15	その他使用料等	算定方法及び算定基準
		の例により算定した額
		に1.1を乗じて得た額
		又は実費に相当する額

改正文(平成20年告示第473号)抄

改正文(平成22年告示第402号)抄

平成22年4月1日から施行する。

平成20年4月1日から施行する。

改正文(平成23年告示第355号)抄

平成23年4月1日から施行する。

改正文(平成26年告示第322号)抄

平成26年4月1日から施行する。

改正文(平成29年告示第379号)抄

平成29年4月1日から施行する。

改正文(令和元年告示第623号)抄

令和元年10月1日から施行する。

改正文(令和2年告示第1021号)抄

令和2年10月1日から施行する。

改正文(令和6年告示第729号)抄

令和6年7月1日から施行する。ただし、表1の項の改正規定は、同年10月1日から施行する。

改正文(令和7年告示第316号)抄 令和7年4月1日から施行する。